

# おおの

# 議会だより

No. 159

平成20年4月25日

発行

大野市議会事務局

<http://www.city.ono.fukui.jp/>

有終南小学校入学式



第355回3月定例会

議案37件を可決・同意

—市会案2件も可決—

第三五五回定例市議会は、三月三日に開会され、理事者提出の議案三十七件と議員提出の市会案二件を審議しました。

初日は、会期を二十一日までの十九日間と定めた後、議長・副議長の辞職に伴う選挙、各常任委員会・議会運営委員会の委員の選任が行われました。

引き続き平成二十年度の一般会計予算案など三十六議案が上程され、提案理由の説明が行われました。

十日には代表質問が行われ、島口敏榮（創造みらい）、山本鐵夫（清新会）、松井治男（新政会）の三議員が質問に立ちました。

引き続き一般質問が行われ、常見悦郎（創造みらい）、議員が、

十一日には、沢田国夫（創造みらい）、松田信子（新政会）、高岡和行（清新会）、榮 正夫（日本共産党）の四議員が、

十二日には、石塚淳子（創造みらい）、浦井智治（日本共産党）、藤堂勝義（公明党）の三議員が質問に立ちました。

質問終了後、十九年度一般会計補正予算案など八議案の採決が行われ、いずれも可決されました。引き続きして請願一件が上程され、初日上程の議案とともに所管の各委員会に付託されました。その後、大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

最終日の二十一日には各常任委員長報告の後、議案等の採決が行われ、議案二十八件はいずれも可決されました。続いて特別委員長報告が行われた後、人事に関する追加議案一件が上程され、同意されました。その後、市会案二件の上程・採決が行われ、いずれも意見書を政府関係機関等に送付することが可決されました。

最後に、議会等改革特別委員会の設置および委員の選任が行われ、閉会しました。

皆さんから提出された請願の審議結果は、別掲のとおりです。

# 市政をきく 代表・一般質問から

## ○市政の基本方針について

### ・教育理念の策定

**問** 市の教育理念と指針を平成二十年度中に策定したいとあるが、今後の策定までのプロセスを聞きたい。

**答** 毎日のように流れる凶悪なニュースに接し、社会規範の衰退や家庭・地域の教育力の弱体化などを痛感している。人づくりの根幹である教育の重要性を改めて認識し、市の教育全体を包括する理念の必要性を強く感じていくことから、本市の教育行政にとって大きな一本の芯となる普遍的バックボーンを早急に定めたいと考えている。

この理念は、将来にわたって市民に広く親しまれ、愛されるものとするべきであるため、市民

アンケートを実施して意向を把握するほか、各界各層の代表や有識者等の参画を得て、策定委員会を構築するなど、十分論議を深めた上で策定することしたい。

**・幼保一元化と小・中学校再編**  
**問** 幼保一元化と小・中学校再編について聞きたい。

**答** 幼保一元化は時代の大勢だが、現在の幼稚園・保育園の状況を大きく見直すことになるので、住民ニーズを的確に把握し、利用しやすい仕組みをつくるためには、一定の時間をかけて十分論議を深めることが重要だと考えている。

二十年度に「就学前子ども対策検討委員会」を立ち上げ、二年を目標に保育園・幼稚園を含めた就学前の保育と教育の在り方について検討する。その中で、公立と民間、幼稚園と保育園の連携の在り方、また地域ごとの特性を考慮しながら、統廃合・民営化も含めて幼保一元化を具体的に検討する。

次に、小・中学校再編だが、小・中学校の児童・生徒数の減少により、適正な規模の学校教育の在り方が問われていることから、教育委員会では学校教育審議会の答申を基にして、十六年に「大野市小中学校再編計画」を策定し、当面は小学校の再編に力点を置くこととした。

学校再編計画の取り組みは、一部進め方などに配慮が足りない点もあったと思うが、子供たちの発達段階に応じた適切な教育を推進するためには、学校再編は避けては通れない命題であると認識している。引き続き、保護者をはじめとする地域の方々と率直に話し合い、学校再編に力を尽くしたい。

### ・食の安全・安心の食育

**問** 食の安全・安心の食育の考え方と取り組みを聞きたい。

**答** 「越前おおの食育推進計画」では、「市民一人一人、また家庭、地域、学校、生産者、行政それぞれが、食育推進の担い手として共通認識を持ちながら食育活動を実践していくことにより、健康や地域の食文化、環境、産業などを守っていく」を基本理念としている。

食の安全・安心については、地域で生産された農林産物を地域で消費する地産地消を「食育」推進の基本として、消費者の農林業への理解や地元農林産物への関心を高めるだけではなく、生産者にとっても食べ物の安全・安心や生産環境などについて再認識する機会となるような取り組みを進めている。

今後とも、小・中学校での大野産コシヒカリの米飯給食や地元のプロデュースした地場産給食の実施などのほか、このほど

決定した「越前おおの食育推進「ロゴマーク」」を活用した地場野菜コーナーの設置や地場産品利用商品の紹介などの啓発活動を積極的に展開するとともに、生産現場においても有機性堆肥を活用した環境調和型農業や残留農薬を規制

- ※1 ポジティブリスト制度  
基準が設定されていない農薬等が一定数量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度
- ※2 食品安全GAP  
農産物の生産において食品安全を脅かす原因（危害要因）を取り除く取り組み  
GAPは、Good Agricultural Practice（適正農業規範）の略

**・中心市街地活性化基本計画**  
**問** 「越前おおの中心市街地活性化基本計画」策定の進捗よく状況を聞きたい。

**答** 内閣府との正式協議を昨年十二月から現在まで継続的に行っており、今がまさに正念場を迎えている。

これまで市関係課や商工会議所、商店街などと協議を重ねながらその対応策を練り上げて、再び内閣府に示す作業を繰り返して進めてきた。現在は、国の認定を受けるための個別の事業について、実施年度、実施主体、実施内容等のさらなる具体化が求められている。

十九年度中の正式申請を目指して鋭意作業を進めており、行政、地域住民、商店街、事業者などが一丸となって、実効性・実現性を満足する基本計画に仕上げたい。

## 審議日程

- 3日 本会議（会期の決定、議長・副議長の選挙、各常任委員会・議会運営委員会委員の選任、議案上程・提案理由の説明）
- 4日～9日 休会
- 10日 本会議（代表・一般質問）
- 11日 本会議（一般質問）
- 12日 本会議（一般質問、一部議案討論・採決、請願上程、各案件委員会付託、大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙）
- 13日 常任委員会（産経建設）
- 14日 常任委員会（産経建設・民生環境）
- 15日～16日 休会
- 17日 常任委員会（民生環境・総務文教）
- 18日 常任委員会（総務文教）
- 19日 特別委員会（中部縦貫自動車道・国道158号整備促進）
- 20日 休会
- 21日 本会議（各委員長報告・討論・採決、特別委員長報告、追加議案上程・採決、市会案上程・討論・採決、議会改革特別委員会の設置・委員の選任）

議案の審議結果 3月定例会					
議案番号	件名	結果	議案番号	件名	結果
2	平成20年度大野市一般会計予算案	原案可決	22	大野市情報公開条例及び大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例案	原案可決
3	平成20年度大野市国民健康保険事業特別会計予算案	原案可決	23	大野市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案	原案可決
4	平成20年度大野市和泉診療所事業特別会計予算案	原案可決	24	議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
5	平成20年度大野市老人保健特別会計予算案	原案可決	25	大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
6	平成20年度大野市後期高齢者医療特別会計予算案	原案可決	26	大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	原案可決
7	平成20年度大野市介護保険事業特別会計予算案	原案可決	27	大野市幼稚園設置条例の一部を改正する条例案	原案可決
8	平成20年度大野市簡易水道事業特別会計予算案	原案可決	28	大野市高齢者に対するはり・きゅう及びマッサージ療養費の助成に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
9	平成20年度大野市農業集落排水事業特別会計予算案	原案可決	29	大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	原案可決
10	平成20年度大野市下水道事業特別会計予算案	原案可決	30	大野市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	原案可決
11	平成20年度大野市水道事業会計予算案	原案可決	31	大野市和泉診療所設置条例及び大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
12	平成19年度大野市一般会計補正予算(第7号)案	原案可決	32	大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
13	平成19年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)案	原案可決	33	大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
14	平成19年度大野市老人保健特別会計補正予算(第3号)案	原案可決	34	大野市公共下水道条例の一部を改正する条例案	原案可決
15	平成19年度大野市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)案	原案可決	35	大野市道路線の認定及び廃止について	原案可決
16	平成19年度大野市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)案	原案可決	36	福井県自治会館組合規約の変更について	原案可決
17	平成19年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)案	原案可決	37	福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決
18	平成19年度大野市下水道事業特別会計補正予算(第4号)案	原案可決	38	人権擁護委員候補者の推薦について	同意
19	平成19年度大野市水道事業会計補正予算(第1号)案	原案可決	市会案番号	件名	結果
20	大野市自然体験活動施設設置条例案	原案可決	1	米価下落に対する総合的な対策を求める意見書	原案可決
21	和泉村の編入に伴う特別参与の設置に関する条例を廃止する条例案	原案可決	2	道路特定財源の暫定税率延長維持に関する意見書	原案可決

※ 議案第12号～第19号は3月12日に、それ以外の議案・市会案は3月21日にそれぞれ議決。

・行政改革  
問 第五次大野市行政改革大綱に基づく改革の進捗よく状況について聞きたい。  
答 十七年度に策定した第五次大野市行政改革大綱に基づき、「事務事業の整理合理化」「民間委託等の推進」「定員管理の適正化」など、全体で百五十三の事務事業を中心に行政改革を進めている。  
これまでの成果としては、「事務事業の整理合理化」で、事務事業評価システムを導入し、評価結果を振興実施計画や予算編成に反映させた。  
また「民間委託等の推進」では、公の施設の管理・運営について指定管理者制度を導入するとともに、市長および議長の公用車運転業務を民間委託した。さらに「定員適正化」では、十七年度当初職員数四百五十二人を、十九年度当初では四百二十八人とし、二十四人削減した。十九年度末時点での、本大綱の全体進捗率は六二・四割となる見込みであり、おおむね計画どおり進んでいると考えている。  
今後は、これまでの踏襲ではなく、本市にとって特に緊急かつ重点的に取り組むべき施策に絞りを絞り、数値目標や目標年次を定め積極的に推進するなど、改革の在り方を含め抜本的な見直しが必要な時期にきていると考えている。  
これまでの行政改革は、市内の関係機関・団体の代表で構成する「大野市行政改革推進委員会」に随時報告し、意見を得ながら進めてきたが、より一層の行政改革を進めるために、民間の感覚や手法を取り入れるための新たな組織づくりと、庁内の推進体制の強化について検討したい。

○全国植樹祭について

問 本市での会場はどこか。また大野らしさのあるイベントや市民総参加型の施策を考えているのか。

答 第六十回全国植樹祭は「未来へつなごう 元気な森 元気なふるさと」を開催テーマに、福井市の「一乗谷朝倉氏遺跡」をメイン会場として、平成二十一年春季に開催される。県では、昨年七月三十一日に「第六十回全国植樹祭福井県実行委員会」を設立し、十二月には「第六十回全国植樹祭 2009ふくい基本計画」を策定したが、その中で、県内四力所に設置する地域会場の一つである奥越会場の開催地として本市が決定された。この地域会場は、メイン会場と連携を図りながら、それぞれの地域の特性を最大限に生かした各種イベントを実施することにより、「元気な森と元気なふるさと」を次の世代に引き継いでいく輪を県民全体に広げていくという趣旨で設けられたものであり、本市でも、本年四月には



関係機関や団体で構成する「全国植樹祭奥越地域会場実行委員会」を設立し、本年八月を目途に実施計画を策定することとしている。

現在、本市会場は学びの里「めいりん」と亀山を予定しており、学びの里「めいりん」では、メイン会場の式典のテレビ中継や展示学習コーナーの設置を、亀山では植樹行事や体験型イベントなど市民参加型のイベントを行うことにより、地球温暖化や自然災害の抑止など森林資源の重要性について、市民の理解と関心を高めるとともに豊かな森林環境、水環境など本市の魅力を広げ発信したい。

詳細は、今後、実行委員会と協議を重ねて決定することとしているが、市民の意見も十分反映した市民参加型の実施計画にしたいと考えている。

○西部アクセス道路について

問 平成二十年度より一部道路工事が計画されているが、県や地権者との協議状況を聞きたい。

答 西部アクセス道路は、国道一五八号の犬山交差点から既に入収を終えている用地を経て、亀山西側の市道に接続させ、赤

根川右岸から新堀川南側の現道はそのまま利用し、元有終西小学校跡地区間は、東西に横断して六間通りへ結ぶルートで整備を行うことが最善であると考え、昨年の十二月定例会で示した。

このルートの整備について県と協議した結果、元有終西小学校の跡地区間は仮称「市道六間線」として市が整備することとし、二十年度から事業に着手するため、本定例会において、本道路の市道認定と整備に必要な予算を計上しており、二十一年度中には供用開始したいと考えている。

一方、国道一五八号犬山交差点から亀山西側までの区間については、県に整備を依頼しているが、現在のところ供用開始の時期や整備のスケジュールは示されていない。

西部アクセス道路は、市民の日常生活においても、また福井市方面からの来訪者を分かりやすく市街地へ誘導し、交流人口を増やすなど、中心市街地の活性化においても必要不可欠な道路であるため、今後とも県に対し早期整備を働き掛けたい。

本道路のうち用地が取得されていない区間は、国道一五八号犬山交差点に取り付く部分と赤根川右岸で亀山西側の市道までの区間であるが、県に整備を依頼しており、用地買収について

は、本市が直接地権者と協議することはなかった。

今後、用地取得など道路整備事業を進めるに際し、市としても全面的に協力し、西部アクセス道路の早期供用開始を目指したい。

○収納率と滞納額について

問 市税や水道料金など使用料の収納率と滞納額はどうか。また収納率向上対策について聞きたい。

答 市税全体では、十八年度における現年度課税分収納率が九七・九割、滞納繰越分収納率が一二・六割、市税全体収納率が九一・八割、滞納繰越額は三億二千九百六十万円となっている。現年度課税分収納率については、低下傾向に歯止めがかかってきているが、滞納繰越額が年々増加していることから、それに伴って市税全体の収納率が低下している。

また国民健康保険税は、現年度課税分収納率が九五・一割、滞納繰越分収納率が一八・七割、滞納繰越額は一億六千七百九十四万円となっている。使用料等については、上水道会計における水道使用料の収納率が九六・四割、滞納額は二百

六十九万円。また下水道会計における下水道使用料の現年度分収納率は九九・二割、滞納繰越分収納率が五二割となっており、滞納繰越額は三十三万円となっている。

厳しい財政状況の中、市税・使用料等の収納率向上が大変重要となっている。その対策として、口座振替の推進や納付意識の向上に努めるとともに、滞納者に対する電話催告や訪問徴収を行うなど各担当課で鋭意取り組んでいる。

今後も、公平性の観点から悪質な滞納者に対しては、不動産や預貯金、給与など財産の差し押さえを行うなど、一層厳格に対応するとともに、より効果的な収納体制の検討を行い、収納率の向上に努めたい。

請願の処理結果

番号	件名	提出者	結果
1	米価の安定と生産調整に関する請願	福井県農民運動連合会 会長 玉村正夫	不採択
1 (継続分)	後期高齢者医療制度に関する請願書	福井県社会保険推進協議会 代表委員 平野治和 外1名	不採択

※ いずれも3月21日に議決

○定住人口促進について

問 学生を含めた本市出身の県外在住者に、ふるさとの情報を発信するなどの人口増加策を講じてはどうか。

答 平成十九年度から「越前おおの暮らし応援事業」を展開しており、この中で定住促進ポータルサイトを開設し、大都市圏に居住する団塊の世代や若年層に向けて、本市での定住・交流に関する施策等の情報提供を行い、また東京・大阪で開催された「ふるさと回帰フェア」に参加し、定住希望者への相談対応などに取り組んできた。

※ ポータルサイトインターネット上での関連するページへの入口

十九年度中に「越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進プラン」を策定し、本市が誇る自然環境、歴史、文化、伝統などの地域資源や素材の魅力を最大限に生かし、都市との共生・対流を促進していくこととしており、本プランに基づく施策を積極的に展開し、本市の魅力大都市圏の人々が知って触れることにより、定住促進につながるものと期待している。

指摘のとおり、大野のことをよく知っている都市圏に在住する本市出身者に、その魅力を再認識して大野に戻っていただくことも定住や交流人口を増加させる有効な手段である。東京大野会・関西大野会・中大野会をはじめとする関係団体等の協力を得て、都市圏に居住している方々にふるさとの良さを再発見していただけるよう

な情報発信や、大学等への進学で大野を離れることとなる学生の皆さんが卒業された後にふるさとで活躍し、充実した生活を送っていただくためのサポート体制の整備や関連情報の提供などに努める必要があると考えている。

また四月に発足することになっている「越前おおのサポート倶楽部」の登録者となる本市出身やゆかりの方々へ向けての情報発信も行いたい。定住促進関連事業には「城下町おおの定住促進事業」「新規就農サポート事業」「中高年者等雇用促進奨励金」などがある。特に「城下町おおの定住促進事業」は、二十年度からUターン希望者など市外から転入される方々が利用しやすいよう助成内容の充実を図る。本市に住みたい、ふるさとに

○企業誘致の促進について

問 「越前おおの企業立地促進協議会」の委員に専門家を入れてはどうか。

答 企業誘致は、市政の重要課題と位置付けて、市長のトップセールスも含めてこれまで積極的な誘致活動を展開してきた。特に今年度は、進出企業に対する助成制度を大幅に拡充するとともに、固定資産税の課税免除制度を創設するなど誘致活動の

企業進出につなげたいと考えている。「越前おおの企業立地促進協議会」については、本市の取り組みを地元経済界が全面的にバックアップして、官民一体となった誘致活動を展開することによって、新たな進出企業を獲得していこうという趣旨で、大野商工会議所が中心となって、本年四月に設立することとなったものである。

協議会の構成は、今後、商工会議所と具体的に協議を行うが、現在のところ、経済界からは商工会議所、金融機関、電力等インフラ関連企業等を、また行政側からは市と大野公共職業安定所を予定しており、さらにオプザーバーとして県の参画も依頼していきたい。新たな企業の進出を現実のものとするためには、集めた情報をもとに企業の動向・ニーズを的確に分析することが必要であることから、前福井県副知事の山本雅俊氏に本協議会の顧問への就任を依頼し、このたび快諾を得た。

- 各常任委員会・議会運営委員会委員を改選**
- 任期満了に伴う各常任委員会・議会運営委員会委員の改選等が行われ、新しい委員会の構成が次のように決まりました。(◎は委員長 ○は副委員長)
- 総務文教常任委員会**
- ◎ 山本 鐵夫 ○ 谷口 治衛
  - 沢田 国夫 島口 敏榮
  - 浦井 智治 松井 治男
  - 砂子 三郎
- 産経建設常任委員会**
- ◎ 藤堂 勝義 ○ 川端 義秀
  - 石塚 淳子 松原 啓治
  - 本田 章 畑中 章男
- 民生環境常任委員会**
- ◎ 高岡 和行 ○ 前田 政美
  - 宮澤 秀樹 松田 信子
  - 常見 悦郎 榮 正夫
- 議会運営委員会**
- ◎ 本田 章 ○ 山本 鐵夫
  - 川端 義秀 島口 敏榮
  - 常見 悦郎 松井 治男
- 中部縦貫自動車道・国道158号整備促進特別委員会副委員長の選任**
- 高岡 和行
- 大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙**
- 当選 谷口 治衛 常見 悦郎

- 議会等改革特別委員会の設置と委員の選任**
- 議会・行政に課せられた役割を最大限に発揮し、地方分権時代にふさわしい効率的で自主的な運営方法等の構築を目的として調査・研究を行うため、議会等改革特別委員会が設置されました。(◎は委員長 ○は副委員長)
- ◎ 本田 章 ○ 沢田 国夫
  - 前田 政美 藤堂 勝義
  - 川端 義秀 高岡 和行
  - 松田 信子 浦井 智治

環境整備を行うため、また、既存の工業団地の条件を整備を早急に行い、円滑な進出企業への誘致活動を進めたい。

今後は、官民一体となった推進体制による情報収集と誘致活動を基本とした上で、企業誘致に関する豊富な知識と経験のある山本氏の助力も得ながら、新たな進出企業の獲得を目指したい。



松原副議長



砂子議長

### 議長に 砂子 三郎 氏 副議長に 松原 啓治 氏

3月定例会の初日に、松田信子議長、山本鐵夫副議長が辞職。

直ちに選挙が行われた結果、議長に砂子三郎氏副議長に松原啓治氏が当選されました。

### ○市職員の意識改革と 資質向上について

#### ・市民の目線に立った政策

**問** 市民の目線に立った政策や思いやりをもった政策はどうか。  
**答** 地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものであり、各施策の実施に当たり市民の目線・立場に立って進めることは当然であると認識している。

そのため、昨年策定した「越前おおの元気プラン」の柱の一

つに「行財政改革」を掲げ、常に市民の立場に立った行政サービスを念頭に、市民が気軽に入りできる役所づくりと職員の意識改革・資質向上にスピード感を持って取り組むこととしている。

これまで、市民課窓口業務の時間延長や図書館のリニューアルをはじめ、市民の目線に立ち、市民の福祉向上・利便性の向上を目指したさまざまな施策を推進しているところである。

いづれにしても市民の目線に立ち思いやりを持つということ、政策の企画・立案、そしてその推進に当たった前提となるものであり、市民の目線に立

った施策と言うことができるのではないかと考えており、今後、市民の声も真摯に聞き、各施策の推進に当たりたいと考えている。

#### ・市職員のやる気・気迫

**問** 冒険心・チャレンジ精神を持って仕事にまい進する職員をどう育てるか。  
**答** 職員の意識改革が必要であると考え、朝礼の実施であるとか、市民対応、地域における貢献等、職員に対して機会あるごとに意識的に積極的な対応を求めてきた

職員一人一人は常に行政全体を把握し、いかなる部署においても市民の立場に立った行政推進のため、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、向上心を持ちながら必要な能力の開発・伸長に努めていくという態度が大切である。

現在、市では勤務評価制度による個人評価を実施しているが、それに加えて平成二十年度からは、課などを単位とした「組織の基本目標」を設定し、これに対して管理職を中心に組織全体で取り組む「組織評価制度」を取り入れることとした。

この制度では、管理職としての職務・任務を果たしながら、部下とともに組織としての目標達成に向かつて取り組むことにより、管理職員としての能力、リーダーとしての力量が求められるの努力、ひいては職員全体のやる気につながっていくものと考えている。

この制度では、管理職としての職務・任務を果たしながら、部下とともに組織としての目標達成に向かつて取り組むことにより、管理職員としての能力、リーダーとしての力量が求められるの努力、ひいては職員全体のやる気につながっていくものと考えている。

### ○豊富な自然の活用について

**問** 本市の豊富な自然を最大限にアピールし、それを生かした政策をどのように展開していくのか。  
**答** 本市の豊かな自然を保全し後世に伝えることが、私たち市民の責務であると認識している。また市外の多くの方々に大野市を訪れていただき、素晴らしい自然とそれに根ざした歴史や文化の魅力に触れていただくための施策を展開することも肝要であると考えている。

このため昨年の三月には「もてなしの心で『喜び』と『満足』と『感動』を」を基本理念とした「越前おおの観光戦略プラン」を策定したが、この基本施策の一つに「エコ・グリーンツーリズムの推進」を掲げ、これまでの名所旧跡を巡るだけの観光か

ら、地域の自然や文化、人との交流を楽しむ体験活動を推進することとしている。

この観光戦略プランに基づき、平成二十年度から二十四年度までを計画期間とする「越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進プラン」の十九年度内策定に向け作業を進めている。

この「推進プラン」の中では「越前おおの型エコ・グリーンツーリズム」を「本市が誇る自然環境・歴史・文化・伝統など、豊富な地域資源や素材を最大限に生かした、都市住民と大野市民による対等で継続的な心と心のふれあい、交流活動」と位置付け、市民の理解と関心を高め、自ら実践してもらうこととしている。



また自然環境保全への取り組みの一つとして、本年七月二十六・二十七日の両日に、九頭竜ダムと真名川ダム周辺を会場として開催される「森と湖に親しむつどい2008 九頭竜湖・麻那姫湖サマーフェスタ」の中で、地球温暖化や自然災害の抑止などの森林資源の重要性や、河川の環境改善などについて理解と関心を高めるとともに、本市の豊かな自然環境を全国に広く紹介していきたい。

## ○学校給食について

### ・民間委託の目的

問 民間委託の目的を市民に明確にすべきではないか。

答 有終西・乾側・森目各小学校における今回の給食業務の民間委託は、市が進めている第五次行政改革大綱および行政改革集中プランに定める「民間委託等の推進」の一環として実施するものであり、行政が実施するものと同等の効果・サービス水準が維持できることを前提に取り組んでいる。基本的には、学校給食の調理部門とそれに付随する食器洗浄等の業務について民間委託するものである。

これまでもおり学校栄養職員等で構成する「献立作成委員会」

## 人事案件

人権擁護委員候補者の推薦に同意  
中井孝夫氏(橋爪)

による統一したメニューに基づき、自校方式で調理を行うほか、食材の納入先についても、各学校において独自の経緯や取り組み実績があるの

で、従前どおり引き継ぐこととしている。

今回の民間委託に際し、学校保護者等の関係者には、今日まで誠意をもって説明し、理解と協力を依頼している。また学校保護者には、少しでも不安を持つことがないよう学校、保護者代表、教育委員会の担当、そして受託業者による仮称「学校給食運営協議会」を立ち上げ、意見を速やかに反映できる組織を作る予定である。学校関係者等との協議を急ぎ、なるべく早くスタートさせたいと考えている。

・「安全・安心」と調理師の資質向上

問 市民が求める「安全・安心」は保障されるのか。また現場調理員の資質・技術を直営校と差を生じさせないための対策を聞きたい。

答 教育委員会の責任において、これまでと同様に全小中学校で

安全・安心・おいしい給食運営に心掛けていく。

調理師の資質向上研修等については、教育委員会において計画的に実施している。年度当初には全員を集めて、年度目標や健康管理などの周知徹底を図っていることをはじめ、調理実習や衛生講習等の研修を夏季休業中に三回、また研究授業方式による衛生管理研究会を年二回実施しているほか、調理師による自主研修も四回行っている。また国や県関係の研修へも積極的に参加させているところである。

民間委託事業者の調理師については、会社雇用の栄養士を中心に、定期的に衛生管理研修や技術研修を行うとともに県内外の類似施設との交流研修も進めたいとしている。

今後の調理師研修については、教育委員会が主催するものは市職員を対象とすることは原則であるが、内容によって民間調理師も交えた合同研修を実施したいと考えている。これによって

双方が啓発し合い、市内小中学校全体の給食のレベルアップにつながることを期待している。

・学校栄養教諭の職務権限

問 学校栄養教諭は、調理員個々に指示を与えることができるのか。

答 学校栄養職員等は、現在、市内に五人いる。主な職務とし

ては、学校給食の栄養に関する専門的事項を担当しており、学校給食における栄養管理や献立の作成、学校給食や衛生管理を指導している。

民間委託となっても、これまで同様定期的に学校訪問し、適切に指導していく。

## ○新年度産米の減反面積について

問 平成二十年年度の減反面積割り当ての算出根拠を聞きたい。

答 二十年産米については、昨年十一月に国から県に対して本県分の生産数量目標の割り当てが通知され、これに基づき十二月に県から本市分の割り当てとして、一万五千二百六十トの生産数量目標が通知された。

市においては、この割り当てを本年一月に「大野市産地づくり推進協議会」に通知するとともに、協議会がこれを基に農家への割り当てを決定し、通知したところである。

一般農家への割り当てについては、まず県から通知のあった生産数量目標の一万五千二百六十トから、担い手農家への傾斜配分約二百トを除いた残りの数量約一万五千六十トを十九年度の基準単収五百三十一キログラムで割り返すことにより、米作付可能



面積として約二千八百四十畝が算出されるが、本市の総水田面積は約三千九百七十五畝であることから、総水田面積に対する水田作付可能面積の割合は七八・六割が生産調整面積となる。また担い手農家に対する約二百トの傾斜配分は、全体の約一・三割に相当するが、これは担い手の育成を積極的に図るという理由によるものであり、これにより効率的かつ安定的な農業経営の育成を促進していくことを目指すものである。

こうした生産調整は、米価の維持・安定を実現するためには必要な施策であると考えられることから、本市としても農家の理解と協力を十分得ながら、目標達成に向けて鋭意取り組みたい。

## ○政治姿勢について

### ・公共施設の維持管理

問 予算上で公共施設維持管理費がかなりのウエートを占めるが、民間への管理委託、また公社等の解散を考えているか。

答 平成十五年九月の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営については指定管理者制度が導入され、その管理主体は公共団体・公共的団体等に加え、民間事業者も参入が可能となった。本市においては、十八年度から指定管理者制度を導入し、現在、七十二施設において指定管理者による管理運営が行われている。

この結果、七十二施設の維持管理経費は、指定管理者制度を導入する以前と十九年度を比較し、約一千七百万円程度が削減されるものと予測している。本制度は、民間の専門的な知識・技術の活用により住民の満足度を高めること、そしてなおかつ経費の削減を図ることが真の狙いである。しかしながら、このような効果が顕著に現れる施設は「あつ宝んど」などの公営企業のなものに限られており、会館や集会施設等の管理においては目に見えるような効果が上がらないのが実情である。

このような観点から、財団法人大野市公共施設管理公社については、その設立経緯や管理実績を考慮すると、公共施設は管理公社による管理が望ましい面もあり、当面存続することが適当であると考えている。

二年間、指定管理者制度による公共施設の管理を行ってきたが、これからの施設管理については施設の性格により、指定管理者の指定手続きについて、公募・非公募の在り方を再考する余地があるのではないかと感じている。

また大野市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき昭和四十八年四月に設立された法人であり、市の委託を受け、道路などの公共用地や市が使用する公用地を取得し、管理・処分等を行っている。

今後、企業誘致など用地取得を必要とする事業の速度を早めるといふ点において、本市においてはなお活用していく必要があると考えている。

・ゼロベースからの試算の成果

問 補助金・助成金のゼロベースからの試算の結果はどうか。また二十年度の予算にどのよう

に反映されているのか。

答 十九年度当初予算の編成に当たっては、ゼロからの積み上げ、つまり補助金・助成金を含め、既存事業の徹底的な見直しを行い、事業の必要性・費用対効果等を十分検証した上で真に必要なものだけを計上することを指示した。

この趣旨は単に経費を削減することを目的にしたものでなく、限られた財源の中でいかに効率的な市民サービスが行えるか創意工夫を行うためのものである。この結果、一例としては産業経済部において部内各課の共通科目として「大野ブランド推進費」を新たな目として設け、共通のコンセプトのもとに各課横断的な事業展開を行っている。

このような手法を二十年度当初予算にも取り入れており、中心市街地の活性化関連の事業においては補助事業の活用などで部を超えた横断的な対応が取れているものと認識している。

また二十年度当初予算編成時における各課の聞き取りにおいても、漫然と前年を踏襲することなく、事業の目的と効果を踏まえた予算要求となつてきているのを検証を行ったところである。

※1 コンセプト  
全体を貫く基本的概念

## ○消防の広域化について

### ・広域化推進計画案の内容

問 「消防広域化推進計画案」の内容はどのようなものか。

答 県内を三消防本部制にするための「広域化対象市町の組み合わせ」のほか、「広域化を推進するための体制の整備」「消防広域化の方式」「広域化後の消防体制の整備」「市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項」などが示されている。

・広域化による市民への影響

問 「消防広域化推進計画」で市民はどう変わるのか。

答 国は、平成十八年に消防組織法の改正を行い「市町村の消防の広域化に関する基本方針」を示した。この方針に基づき県は、消防広域化推進計画を十九年度末までに策定することとなつており、県内を三消防本部制とする枠組みの基本的な計画案が示された。

今後は、枠組み内の市町で消防の広域再編に向けて協議を行うこととなつており、二十四年度までに消防広域化を実現することを目指している。

今回の消防広域化では、現有の消防力を低下させないことを原則としているので、消防の組

織体制が大きくなることにより、管内各署所から部隊が迅速に投入できることによる災害対応力の強化が期待できるなど、市民サービスの向上につながるものと考えながら、今後の消防体制の在り方については慎重に対応していきたい。

また本市の歴史的背景も尊重し、消防団等の関係機関との調整を図つていきたい。

・期待できるスケールメリット

問 広域化の実現で期待できるスケールメリットとはどのようなものか。

答 国は、現有の消防力を低下させることなく、消防広域化を実施することを基本としていることから、災害発生時の初動体制の強化、統一的な指揮の下での効率的な部隊運用、本部機能統合による現場活動要員の増強、予防業務や救急業務の専従化による高度化、はしご車などの高度な資機材の計画的な整備などが進められることから、住民サービスの向上が図られ、行財政運営の効率化および基盤強化につながることをしている。

※2 スケールメリット  
規模が大きくなる点によって得られる利益



## ○健康増進事業について

### ・特定健診と特定保健指導

**問** 平成二十年度から医療保険者は被保険者および被扶養者に対し、特定健診と特定保健指導の実施が義務付けられたが、従来の生活習慣病基本健診との違いは何か。

**答** 国の医療制度改革により、二十年度からメタボリック症候群の発見に特化した特定健診と特定保健指導が、医療保険者に義務付けられた。

これまでの基本健診は病気の「早期発見」「早期治療」が目的とされてきたが、特定健診ではメタボリック症候群とその予備群の人を発見し、その後必要に応じた保健指導が行われることになる。

保健指導は、健診を受けた人がおのおの状況に即して、自分の生活習慣を考え、健康管理ができるようになることを目的としている。

対象者は、四十歳から七十四歳までの大野市国民健康保険の加入者であり、健診の検査

※ メタボリック症候群  
内臓脂肪の蓄積により、肥満や血糖・中性脂肪・血圧の上昇などをもたらしている状態

項目に、メタボリック症候群に関係する内臓脂肪型肥満の判断の目安となる「腹囲測定」が新たに加わった。また年代によって検査項目が若干異なり、そうした点が基本健診との違いである。

### ・健診未受診者対策

**問** 健診未受診者対策について具体的にどのような計画があるか。

**答** 市では、特定健診等の具体的な実施方法等について定めた「大野市特定健診等実施計画」を策定し、その中で事業の成果を示す目標値を設定している。

目標値には「特定健診の実施率」「保健指導の実施率」「メタボリック症候群の減少率」の三種があり、そのうち健診の実施率については、五年後の二十四年度の目標値を六五割としている。

二十年度には、各公民館や有終会館等を会場として、特定健診を年間五十三回実施する予定である。この中には、休日健診が四回と、未受診者に対する準備日が五回含まれている。



未受診者に対しては、再通知、再々通知等により、徹底した受診勧奨を行うこととしており、保健推進員の協力を得ながら、目標達成に向けて努力したい。

### ・健診対象外者への対応

**問** 特定健診対象年齢外の方に対しての対応はどのように考えているか。

**答** 特定健診と特定保健指導の対象とならない四十歳未満と七十五歳以上の方は、基本健診の対象となり、毎年、受診の有無の意向調査の通知を出している。この基本健診は本人の希望により行うものであるが、生活習慣病予防のために、積極的な受診勧奨を行いたいと考えている。

また保健指導についても、生活改善の必要がある方には、健康教室や定期健康相談への積極的な参加を促していきたい。

## ○後期高齢者医療制度について

### ・住民説明会の開催状況

**問** 制度についての住民説明会の開催状況はどうか。

**答** 市では、昨年の早い時期から市広報やチラシなどでPRを行ってきた。県内一律の保険料が決定してからは、各種会合等へ出向いて説明を行うとともに、二月下旬には市内九地区の公民

館において説明会を開催し、これまで延べ四十五回、約千五百人の方に参加していただいた。

これまでに寄せられた疑問・質問をまとめ、市報三月号に掲載し、市民に理解いただけるよう努めたところである。

### ・保険料の軽減策

**問** 保険料について、広域連合や市では独自の軽減策を考えているのか。

**答** 低所得者に対する保険料の軽減については、所得に応じて均等割額が七割・五割・二割に軽減されることが法令で定められている。また社会保険等の被扶養者から加入される方については、加入後二年間は所得割がからず、均等割を二分の一にする措置が取られるほか、平成二十年度については、さらに半年間は保険料がかからず、残りの半年についても保険料を十分の一にする特別措置が取られることになっている。

これらの軽減措置は、国や県・市の負担金を財源としており、さらなる軽減を実施することは財政負担がより重くなることから、国の制度に上乘せする独自の軽減策を実施することは困難であると考えている。

また県後期高齢者医療広域連合の条例において、被保険者またはその属する世帯の世帯主が、特別の事情により保険料の納付

が困難となった場合には、保険料を減免できることが規定されている。

### ・資格証明書発行の基準

**問** 資格証明書発行の基準、運用手続きはどのようになっているのか。

**答** 後期高齢者医療制度においては、原則として一年以上の滞納がある場合には、資格証明書を交付することになっている。

運用方針等については、現在広域連合で検討中であるが、滞納が発生した場合には滞納者との接触の機会を多くとり、特別の事情がないかなど状況の把握に努め、きめ細かな納付相談等により可能な範囲で収めていたなど、できる限り資格証明書を交付することにならないようになるとのことである。

また資格証明書の取り扱いについては、広域連合や市町単独での判断ではなく、両者で構成する判定委員会を設置し、全県的に統一した運用が図られるよう調整することになっている。



## ○ふるさと納税制度について

**問** ふるさと納税制度が四月から開始されるが、本市の取り組みについて聞きたい。

**答** ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという気持ちを持つ納税者が、ふるさとと思う都道府県や市区町村に寄付を行った場合、五千元を超える寄付金額を、個人住民税所得割の一分、総所得金額等の三割を限度として個人住民税額から控除する制度である。

制度の四月導入に当たり、本県においては県・市町に寄せられる寄付金を県で一元化して収納し、これを各市町に配分するとともに、全体として県下で一体的にPRを進めることを協議するため、仮称「福井ふるさと



納税推進協議会」の設立が提案されており、今後この動向を見極め、県や県内市町と連携した形で推進していきたい。

またこの協議会を通じて、県の実施する情報発信や情報収集を十分に活用すると同時に、本市独自でもPRや制度理解についての取り組みを進めるため、近く設置する「越前おおのサポーター倶楽部」の活用や東京大野会・関西大野会・中京大野会などへの協力依頼も検討していきたい。

本制度はこれから始まろうとしていて、寄付が一年限りではなく継続して行われるよう寄付者に対する働き掛けも肝要であるため、その費用対効果も見極めながら効果的な取り組みを行っていききたい。

## ○寄付金条例の制定について

**問** 自主財源確保のための寄付金条例を制定する考えがないか。

**答** 厳しい財政状況の改善と地域間格差解消のため、さまざまな市町村において自主財源の確保のための取り組みがなされており、いくつかの自治体において寄付金条例を制定し、施策実現のための財源としているところもある。

滋賀県の高島市においては、政策メニューを提示することで全国から寄付を募る「高島市水と緑のふるさとづくり寄附条例」を平成十八年度に制定し、寄付者が条例に定められた事業の中から、使途を選択できることとしている。

また県内においては、あわら市が、市のサポーター制度とサポーター基金の創設、ふるさと情報発信制度の充実を柱とした「ふるさとあわらサポーター条例」を、今三月定例会に上程していると聞いている。

これらの制度は、独自性のある取り組みであり、十分検討すべき内容であると認識しているが、ふるさと納税制度との重複も想定され、混乱も予想されるので、当面はふるさと納税制度の推進を基本とし、制度のPRと、より多くの継続した寄付が得られるよう取り組むこととし、どの程度市の歳入の増加につながるか実効性も見極めた上で、将来的には寄付金条例の制定も視野に入れる中で検討していきたい。

## ○市内への誘客策について

**問** 中部縦貫自動車道の開通に向けて、誘客策をどのように考

えているのか。

**答** 中部縦貫自動車道大野油坂道路の開通は、中部圏までが二時間圏内になることにより、「人」「物」「情報」の流れに広域化・活発化をもたらすし、本県の東の玄関口としての本市にとっては、交流人口の増加とそれに伴う市内消費額の増加、工業製品や農林産物の販路拡大、企業誘致の優位性の向上など、大きな波及効果をもたらすものと期待している。

平成十九年度は「越前おおの型食・農業・農村ビジョン」「越前おおの観光戦略プラン」「越前おおの食育推進計画」を、そして二十年度は「越前おおの中心市街地活性化基本計画」「越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進プラン」を策定するとともに、「越前おおのプランドセールス事業」や企業誘致を円滑にするための助成制度の拡充を実施したが、これらはすべて短期的な視野に立ったものではなく、中部縦貫自動車道の開通後を見据えた長期的な展望の中で、今手を打っておかなければならない、また将来の礎となる手立てを講じたものである。特に誘客策については、中心市街地の活性化によるまちなか観光の充実強化、豊かな農地と森林を活用したエコ・グリーンツーリズムの推進、農林業の活



性化や食育の推進を通じた越前おおの「食」のブランド化など、本市が持つさまざまな地域資源を効果的かつ最大限に活用したものに仕上げていく必要がある。

まずは種としてまいたこうした一つ一つの事業を着実に、そして相互に連携させながら実行していくことが肝要であり、その集大成として歴史や文化を肌で感じるまちなか観光、自然や農林業の恵みを満喫する体験・交流型観光、そして「水」にはぐくまれた伝統食や農林産物を堪能する食べ歩き観光など、本市の魅力を最大限に生かしたストーリー性のある誘客策が確立するものと考えている。

開通の効果を最大限地域に還元し、そしてそれを一過性のものとしないうちにも、長期的展望に立った上で、今なすべきことを着実に実行することにより、将来の誘客策がおのずと姿を現すものと考えている。

○越前おおの農林<sup>がくしゃ</sup>樂舎  
について

問 どのようなビジョンで「越前おおの農林樂舎」を描いているのか。

答 本市にとつて農業は、市民の暮らしの豊かさや健康を支える基礎となる産業であり、農業を、そして集落を守り将来に引き継ぐことは、市に課せられた極めて重要な政策課題であると認識している。

国においても、日本の農業を守り育てるといふ観点から、さまざまな農業政策を展開しているが、経営を重視するという方向に軸足を置いているため、地

域の特性を生かした農業や、これまで農業を支えてきた小規模農家に対する配慮が欠けているのではないかと感じている。

昨年改訂した「越前おおの型食・農業・農村ビジョン」では、豊かな自然環境や水環境など、本市の特性を最大限に生かした環境調和型農業を推進するとともに、その付加価値による農産物の総ブランド化等により、本市の農業を「越前おおの型農業」として確立していくこととした。

越前おおの農林樂舎は、越前おおの型農業を確立するための推進役、そして農家の下支え役とするとともに、あわせて十年先、二十年先を見据えた本市の農業を確立するための先導役としての役割も期待しており、二

米価下落に対する総合的な対策を  
求める意見書可決

定例会最終日に、議員から「米価下落に対する総合的な対策を求める意見書」が市会案として提出され、可決されました。

この意見書は、政府備蓄米の売買の慎重な実施、生産調整に参加する農家への配慮、地域の実情にあった水田経営所得安定対策の運用、非主食用米の低コスト化生産技術の早期確立、米の消費拡大対策等について、国および政府関係機関に求めるものです。

道路特定財源の暫定税率延長維持に  
関する意見書可決

定例会最終日に、議員から「道路特定財源の暫定税率延長維持に関する意見書」が市会案として提出され、可決されました。

この意見書は、道路特定財源の暫定税率維持にかかわる税制改正関連法案の本年度内成立を、国および政府関係機関に求めるものです。

十年度中には公益法人という組織形態で設立したい。

○町名変更について

問 市街地活性化基本計画を作るに当たり、城下町の風情がある旧町名に戻したらどうか。

答 「住居表示に関する法律」に基づき、本市でも昭和四十一年に旧市街地を中心として住居表示が実施されている。

五十九年ごろから旧町名の復活を求める機運が高まる中で、市は「住居表示実態調査検討委員会」を構築し、この中で調査・検討が行われ、平成元年に市長へ報告書が提出された。

報告書では、旧大野区域における抜本的な住居表示の必要性を指摘しながらも、社会的意義については多角的な要因を多く含み、見直し作業については、行政・専門機関に委ねざるを得ないと結んでいる。

その後、市では法務局の登記情報の全国電算化オンラインシステム構築の課題が生じ、十二・十三年度に土地地番対照表およびデータを作成し、これを法務局に提供した。このデータを基に、十八年には本市の登記情報コンピュータ処理が開始され現在に至っている。

昭和四十一年の住居表示の実施から既に四十年以上が経過しており、住居表示による新町名がなじんでいるという一面がある。また一方では、旧町名は商店街名や通り名、各種のイベント等に使用されており、市民に親しまれ、対外的にもよく知られているという状況である。

住居表示実施による町名変更、旧町名復活には経費や地籍等について課題があつて困難であると考えているが、旧町名は後世に継承すべき歴史的文化的資産であり、中心市街地の活性化・商店街の活性化の視点からこれまで以上に活用し、さらなるアピールをしていくことが必要であると認識している。

○高校進学に対する指導方針について

問 中学校における高校進学に対する市教育委員会の指導方針を聞きたい。

答 過去三年間の市内中学校卒業生の高等学校進学率はほぼ百割である。毎年一、二人の就職者はあるが、ほとんどは高等学校および特別支援学校高等部へ進学している。

このうち、市内の二つの高等学校に進学する生徒の割合は約八割を占める。また福井市にあ

る全日制の高等学校に進学する割合は一割未満となっており、人数にすると、平成十七年が四十三人、十八年が三十八人、十九年が二十九人であった。

市内各中学校では、中学校入學時から三年間かけて、継続的な進路指導を入念に行っている。中学二年生の夏に行っている職場体験などもその一環である。三年間でかなりの時間をかけ、的確な自己理解のもとに、自分の卒業後の進路を考えさせている。それらをもとに、本人ならびに保護者の自由な意思によつて進学先が決定されている。その結果、二、三十人の生徒が、福井市を中心とする他市へ進学している。

市内の中学校と高等学校は、従来から定期的に連絡会をもち、学習指導や生徒指導に関しての情報交換を行っている。

今後も、中学校と高等学校が連携を密にし、すべての生徒にとつて、よりよい進路選択がなされるよう指導していきたい。



# 委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおりです。

## ●産経建設常任委員会

○西部アクセスの整備について  
有終西小跡地に建設予定の仮称「市道六間線」は、西部アクセスの一部として、平成二十年から整備されるが、アクセス整備をトータル的に進ちよくさせるとともに、交通量増加が予測されるため現道の安全対策が整った上で供用開始されたい。

## ○内水面漁業について

近年、一部漁業者のモラル低下により雑魚まで著しく減少するような河川環境の異変が生じている。健全な河川環境の維持と適正な事業実施が図られるよう指導を徹底されたい。

## ○施設管理・補助事業について

公共施設の管理や多くの事業を民間に委託しているが、多くの施設で採算が取れず、また経費に見合うだけの事業効果が十分に発揮されていない。

費用対効果を念頭において、委託の在り方を精査し、有機的に効果的な施策を展開されたい。また発注に当たっては、市内業

者育成を最優先にされたい。

## ●民生環境常任委員会

○特定健診および特定保健指導について  
平成二十年四月より実施される特定健診および特定保健指導は、煩雑かつ膨大な事務量になると思われるため、実施体制および計画を十分検討し、改善率の高い保健指導ができるよう精査されたい。

## ○住民基本台帳カードについて

所得税電子申告での活用などにより住民基本台帳カードの交付件数が伸びているが、カードの有効活用方法について調査研究を行うとともに、市民への周知に努められたい。

## ○市民課窓口業務について

週二日行われている窓口の延長サービスは職員の勤務時間をずらす方法で対応しているが、その分、本来の勤務時間内の繁忙期には窓口が混雑している。

公平・公正なサービスのため本来の窓口開設時間において来訪者の不便のないように、職員の勤務体制を強化するなど改善策を講じられたい。

## ●総務文教常任委員会

○職員の資質向上について  
平成二十年年度予算に職員研修

事業や職員提案事業が計上されているが、効果を十分発揮するために、職員自らの能力向上を図る心構えと自発的な取り組みが必要なので、職員のやる気を創出するための事業拡充や新たな事業創設を検討されたい。

## ○情報発信について

十九年度にホームページは改良されたが、市民対象とした情報発信はもとよりグローバル社会を背景とし、全世界に向けた情報発信にも努められたい。

## ○行政改革について

行政改革は市内の関係機関・団体の代表で構成する行政改革推進委員会で見聞を聞きながら推進しているが、市内外の学識経験者や有識者などの参画を含めた新たな組織づくりが必要な時期にきていると考える。

二十年度早期に組織づくりをし、具体的な委員構成や運営方法等を本委員会へ報告願いたい。また行政改革の推進に当たっては市民理解も必要であり、行政改革の全体像を具体的な数値で一般に公開されたい。

## ●中部縦貫自動車道・国道一五八号整備促進特別委員会

○中部縦貫自動車道について  
永平寺大野道路は、平成

二十年度供用開始に向け、現在永平寺町・勝山市において、各高架橋、トンネル等の工事が進められている。

第四工区の、勝山インター・大野インター間は、二十年度に工事用道路の建設に着手する予定とのことである。遺跡調査は、昨年十月から三カ年計画で小矢戸地係において実施されており、二十三年度からは一カ年計画で太田地係において実施される。

大野油坂道路は、国の今後十年間の道路中期計画素案の中に整備が組み入れられた。本道路は、地域道路のネットワーク機能の形成、市民の安心・安全の確保の上からも必要不可欠なものであり、本道路整備の一日も早い事業化に向けて、働き掛けを強めていくべきである。

道路整備に必要な財源確保のため、現在も国会で審議されているが、今後とも理事者と一体となって「道路特定財源の確保のための暫定税率延長」を強く訴え、永平寺大野道路の市内における工事着手と大野油坂道路の早期事業化に向けて、積極的に要望活動を行いたい。

## ○国道一五八号について

五年度より奈良瀬・境寺間でバイパス道路の整備が進められており、二十年度には朝谷地係の橋梁の下部工事に着手予定とのことである。整備区間の早期完成と未計画の境寺・計石間の整備計画策定が早期に計られるよう国道一五八号改修促進期成同盟会を通し、また福井市とも連携をとりながら積極的に国・県に対し強く要望を行っていくとの報告があった。

## 議会日誌

### ◆1月

28日 議会運営委員会  
" 福井県市議会議長会臨時総会(福井市)

### ◆2月

7日 全国市議会議長会評議員会(東京都)  
15日 福井県市議会議長会臨時総会(福井市)  
18日 全国市議会議長会国会対策委員会(東京都)  
20日 全国高速自動車道市議会協議会定期総会(東京都)  
21日 広域行政圏市議会協議会総会(東京都)  
22日 総務文教常任委員会協議会  
25日 会派代表者会議・議会運営委員会・議員全員協議会

### ◆3月

3日~21日 第355回定例会市議会  
24日~26日 大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会  
28日 福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会(福井市)

### ◆4月

10日 福井県市議会議長会定期総会(小浜市)  
16日 議会等改革特別委員会  
23日 北信越市議会議長会評議員会(富山市)  
24日 北信越市議会議長会定期総会(富山市)